#### 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後

改 正 前

別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第3編 租税特別措置法関係 第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例 (削除)

#### 1 「特例適用製造者」の判定

措置法第 87 条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」は、同条の適用対象となる清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒又は発泡酒(以下第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。)の製造者のうち、清酒等以外も含めた全ての品目の酒類の前年度における純課税移出数量(課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量をいう。以下同じ。)の合計(以下「総課税移出数量」という。)が 10,000 kℓ以下である者をいう。

(注) 2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者 の判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出 数量を算出し、その合計により行うことに留意する。

## <u>2</u> 「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」等 の取扱い

措置法第 87 条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》 に規定する「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の 数量」及び「製造場から移出する清酒等」の数量については、 品目ごとの純課税移出数量による。

(注) 製造場から清酒等を移出した場合であっても法第 54条第5項《罰則》の適用があるときには、措置法第 87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定は適用 別冊

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達

第3編 租税特別措置法関係

第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例

1 「製造場から移出した数量」等の取扱い

措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒及び発泡酒(法第23条第2項第1号又は第2号《税率》に掲げるものに該当するものに限る。)(以下第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。)ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量(以下「純課税移出数量」という。)によることに取り扱う。

(注) 製造場から清酒等を移出した場合であっても法第 54条第5項の適用があるときには、措置法第87条第1 項《清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定は適用されないのであるから留意する。

(新設)

(新設)

 改正後
 改正前

 されないのであるから留意する。

3~6 (省略)

<u>(削除)</u>

### 2~5 (同左)

### 6 平成18年改正法の施行に伴う取扱い

平成18年改正法(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)をいう。以下この6において同じ。)第7条の規定の施行に伴い、新酒税法(平成18年改正法による改正後の酒税法をいう。以下この6において同じ。)の規定による品目と異なることとなる旧酒税法(平成18年改正法による改正前の酒税法をいう。以下この6において同じ。)に規定する種類又は品目の酒類について、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に係る「製造場から移出した数量」及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に係る「製造場から移出した数量」及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に係る「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量の取扱いは、次による。

- (1) 製造場から移出した数量の判定 製造場から移出した数量は、旧酒税法の規定による種 類又は品目ごとの純課税移出数量による。
- (2) 製造場から移出する清酒等の判定
  - イ 新酒税法の規定による品目と異なることとなる旧酒 税法の規定による種類又は品目の酒類について、平成 18年5月1日前に製造場から移出され、同年5月1日 以降戻入れられた酒類がある場合には、当該戻入れら れた酒類については、移出時の種類又は品目の区分に 対応する新酒税法の規定による品目の課税移出数量か ら控除する。
    - (注) 例えば、旧酒税法の規定では果実酒に該当し、 新酒税法の規定では甘味果実酒に該当する酒類 について、平成18年5月1日前に製造場から移出 され、同年5月1日以降戻入れられた場合には、 果実酒の課税移出数量から控除することに留意 する。
  - 中 平成18年改正令(酒税法施行令の一部を改正する政令(平成18年改令第130号)をいう。)附則第2条《清酒に係る経過措置》の規定により、旧酒税法第22条《課税標準及び税率》第1号に規定する清酒の税率が適用された酒類について、平成18年5月1日以降戻入れられた酒類がある場合には、当該戻し入れられた酒類については、新酒税法の規定による清酒の課税移出数量から控除する。

(新設)

### 7 平成29年改正法の施行に伴う取扱い

平成 29 年改正法 (所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 29 年法律第4号)をいう。以下同じ。)第7条の規定 の施行に伴い、新酒税法 (平成 29 年改正法による改正後の 改 正 後

改 正 前

酒税法をいう。以下この7において同じ。)の規定による品目と異なることとなる旧酒税法(平成29年改正法による改正前の酒税法をいう。以下この7において同じ。)に規定する品目の酒類について、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した清酒等のそれぞれの酒類の数量」の取扱いは、次による。

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 に製造場から移出した酒類については、旧酒税法の規定に よる品目ごとの純課税移出数量によることに留意する。
- (2) 平成 30 年4月1日以降に製造場から移出した酒類については、新酒税法の規定による品目ごとの純課税移出数量によることに留意する。

ただし、平成30年3月31日以前に製造場から移出され、 同年4月1日以降戻し入れられた酒類がある場合には、当 該戻し入れられた酒類については、移出時の品目の課税移 出数量から控除する。

(注) 例えば、旧酒税法の規定では甘味果実酒に該当し、 新酒税法の規定では果実酒に該当する酒類につい て、平成30年3月31日以前に製造場から移出され、 同年4月1日以降戻し入れられた場合には、甘味果 実酒の課税移出数量から控除することに留意する。

# 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

(削除)

## 1 「初めて製造免許を受けた者」の意義

(1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成30年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。

なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。

イ~ハ (省略)

三 平成 29 年改正法附則第 35 条第 1 項《酒類の製造免許 等に関する経過措置》の規定により、ビールの製造免許 を受けたものとみなされた者 ビールの製造免許を受

## 第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例 第1項関係

#### 1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い

措置法第87条の4《ビールに係る酒税の税率の特例》の 適用に当たっての取扱いについては、措置法第87条の1か ら6の定めを準用する。

## 2 「初めて製造免許を受けた者」の意義

(1) 措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」(以下「ビール製造免許初取得者」という。)とは、平成25年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、法第7条第1項《酒類の製造免許》の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。

なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、ビール製造免許 初取得者の判定を行うのであるから留意する。

イ~ハ (省略)

(新設)

改 正 後

けたものとみなされたとき(平成30年4月1日をいう。)

(2) 平成30年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条第1項《製造又は販売業の廃止》による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条第4項《酒類の製造免許》の規定により付された期限の満了後、改めて平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成30年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。

## 2 「特例適用製造者」の判定

措置法第 87 条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「特例適用製造者」は、同条の適用対象となるビールの製造者のうち、総課税移出数量が 10,000 kℓ以下である者をいう。

(注) 2以上の製造場を有する製造者の特例適用製造者の 判定は、製造場ごと、かつ、品目ごとに純課税移出数量 を算出し、その合計により行うことに留意する。

#### 3 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い

措置法第87条の4《ビールに係る酒税の税率の特例》の 適用に当たっての取扱いについては、第87条〈清酒等に係 る酒税の税率の特例〉の2から7の定めを準用する。

#### 4 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義

措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成 <u>30</u> 年4月1日に免許	平成 30 年4月分から平成
を受けた場合	<u>35</u> 年4月分 <u>まで</u>
平成 <u>33</u> 年3月31日に免許	平成 33 年3月分から平成
を受けた場合	38年3月分 <u>まで</u>

改 正 前

(2) 平成25年3月31日以前にビールの試験製造免許を受けていた者が、法第17条 《製造又は販売業の廃止》第1項による申請に基づきビールの試験製造免許の取消しを受けた後又は法第7条 《酒類の製造免許》第4項の規定により付された期限の満了後、改めて平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に試験製造免許以外のビールの製造免許を受けた場合において、平成25年4月1日から当該免許を受けるまでの間にビールの課税移出がなかったときは、当該免許を受けた時をもってビール製造免許初取得者に該当するものと取り扱う。

(新設)

(新設)

3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義

措置法第87条の4第1項《ビールに係る酒税の税率の特例》に規定する「製造免許を受けた日から5年を経過する日」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。

(税率の特例の最大適用可能期間の具体例)

免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間
平成25年4月1日に免許	平成 <u>25</u> 年4月分から平成
を受けた場合	30年4月分
平成 <u>30</u> 年3月31日に免	平成 30年3月分から平成
許を受けた場合	<u>35</u> 年3月分